

しまね

# 生衛だより



編集・発行 (公財)島根県生活衛生営業指導センター  
〒690-0882 松江市大輪町414-9 423号  
ホームページ: <http://seiei-shimane.or.jp/>

TEL (0852)26-0651  
FAX (0852)26-4684  
E-mail: [shimanecenter@seiei.or.jp](mailto:shimanecenter@seiei.or.jp)

第76号

## 鷺舞神事(津和野町)

鷺舞は津和野の弥栄神社に伝わる古典芸能神事です。毎年祇園祭りの7月20日(ご神幸の日)は町内11ヶ所、27日(ご還幸の日)は町内9ヶ所の昔から定められた場所で舞います。

鷺舞は天文11年(1542)に時の津和野城主吉見正頼(11代)が山口の祇園会から移し入れた芸能神事ですが、本元は京都の八坂神社祇園会に伝えられたもので、京都から山口へ、山口から津和野へと伝えられました。

〔(一社)津和野町観光協会HPより〕



新年のご挨拶

公益財団法人  
島根県生活衛生営業指導センター

理事長 佐藤 初美

あけましておめでとうございます。

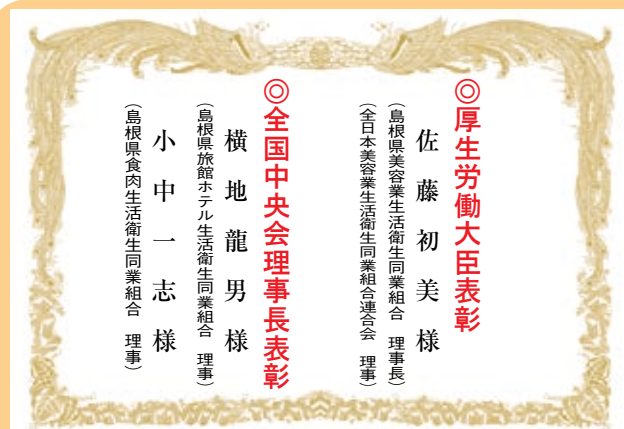
皆様方には、お健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。平素から当指導センターの運営や諸事業の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今年は、東京オリンピックが開催される年であり、多くの外国人が日本各地に訪れることが期待されております、そして10月19日には「第72回全国理容競技大会」が松江市総合体育館において開催されます。全国から関係者を含め多数の方々に来県して頂き、賑やかな大会になりますよう皆様方と協力してこの大会を盛り上げていきたいと思っています。

去年は、消費税軽減税率や受動喫煙防止対策等、様々な制度改正の年でありました。その中でキャッシュレス化に対応するために「生衛業キャッシュレスセミナー2019 in 島根」を開催し、120名程の多くの参加を頂き盛大に開催することができました。セミナーでは、決済事業者と個別に相談できるブースを設け、電子決済について理解を深めることが出来ました。

これからも指導センターとして、各生活衛生同業組合をはじめ、行政や日本政策金融公庫等、関係機関との一層の連携強化を図りながら、生衛業界の振興と健全な発展、活性化の推進に尽力して参りますので、今後とも皆様方のご支援ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに、子年の子とは植物が子孫を増やそうと成長し始める種子の状態を表しているとされています。同業組合の活動が多方面で更に芽吹くことを期待するとともに、本年が、皆様方にとって明るい1年になりますことをご祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



**栄えある受賞  
おめでとう  
ございます**

令和元年生活衛生有功者として、次の方々が栄えある表彰を受けられました。  
長年にわたり生衛組合の組織強化と業界発展のために貢献されました。  
これからも元気で活躍されることを祈念いたします。

## 組合トピックス

### 9月29日はクリーニングの日キャンペーン開催



クリーニング生活衛生同業組合



クリーニング生活衛生同業組合は、『9月29日(日) クリーニングの日』に“いきいきプラザ島根”において、《クリーニングなんでも相談》クリーニングについて“?”と思ったらご相談ください!

★もしもの時はどこに連絡すればいいの? ★ぼくが付けたシミはきれいに落とせるの?  
★お気に入りの洋服どうやって洗ってくれるの? ★問題の品があればお持ちください。  
ご相談にのります~講習会を実施しました。  
クリーニング師の組合員が参加者の方からの相談に答える質疑応答形式で、和気あいあいとした楽しいキャンペーンとなりました。

### 衛生的な食肉料理講習会を開催

食肉生活衛生同業組合



令和元年12月4日(水)、大田市の“サンレディー大田”で『衛生的な食肉料理講習会』を開催いたしました。

講師は川本町の管理栄養士の三上公子先生にお願いしました。毎年楽しみに参加していただく方も多く、今回も25名の方においでいただきました。

実習に入る前にお肉の優れた栄養とその効果、また、お肉の正しい保存方法や正しい取扱いについて学んでいただき、実習開始。

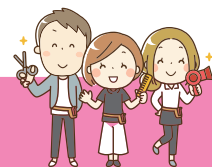
調理に取り掛かる前、お肉を扱う前と扱った後の手洗いなどに気を付けて、12時には美味しい料理が出来上がりました。

メニューは『ローストビーフ』、『鶏ごぼう』、『大根サラダ』、『ごはん』とボリュームたっぷりで栄養満点な内容でした。

参加者の方には、今年度の厚生労働省の事業で作成した“保冷バッグ”を配布して活用していただくよう願いました。





**組合トピックス****第47回全日本美容技術選手権大会 in 神戸  
島根県初の洋装ブライダル競技部門優勝!!**

美容業生活衛生同業組合



10月22日(火) 兵庫県神戸市“グリーンアリーナ神戸”において、第47全日本美容技術選手権大会が開催されました。

競技は、ヘアスタイル競技、ストリートカット競技、カット＆ブロー競技、花嫁化粧着付競技、中振袖着付競技、洋装ブライダル競技、ネイルアート競技の7競技で熱戦が繰り広げられました。

この大会には全国から総勢215名の選手が参加し、7名の日本一が誕生しました。

島根県からは5部門に5人がエントリーし、総勢60名もの組合員さん達が応援に駆けつけるなか、洋装ブライダル競技の部において、落合遥菜さんが島根県初となる大会優勝に輝くと同時に、全日本美容講師会会長賞、厚生労働大臣賞、兵庫県知事賞、神戸市長賞も受賞しました。

優勝した落合遥菜さんは、「広い会場で360度沢山の方が応援に来ていらっしゃる中での本番はとても緊張しましたが、先生の言葉を思い出し、今までのレッスンの成果を出そうという気持ちで、平常心で臨むことが出来ました。このような大きな賞をいただき、自分の作りたいものだけを追求していくのではなく、実際の花嫁様が思い描かれるイメージを実現していけるようこれからも日々技術を磨いていきたいです。」と笑顔で話していました。



また、11月27日(水)には島根県庁の丸山知事を表敬訪問し、優勝の報告を行いました。丸山知事からは、「県内で同じ高みを目指してくれる美容技術者が続いてくれば、島根の美容界のレベルがさらに向上しますね。」とのお言葉をいただきました。



## 組合トピックス

### 令和元年度クリーニング師研修・業務従事者講習を開催

クリーニング師や業務従事者に対し、クリーニング事故の防止を図り、安心できるサービスを提供するため、衛生思想や洗濯物処理等の知識・技術の普及と徹底を図ることを目的に令和元年度のクリーニング師研修・業務従事者講習を開催しました。



この研修・講習は、クリーニング業法により3年に一度受講が義務づけられている法定の研修・講習制度で、島根県知事の指定を受けた（公財）全国生活衛生営業指導センターから受託し、「洗濯物の処理」「受取保管及び引渡し」「繊維及び繊維製品」「衛生法規及び公衆衛生」についての講義を実施しました。

また、Ⅱ型研修・講習として通信による研修講習（自宅にてテキストを学習し、レポートを提出していただく）も実施しました。

研修・講習の修了者の方には、修了証書と受講済ステッカーを交付しました。

| Ⅰ型クリーニング師研修 |        |           |      |
|-------------|--------|-----------|------|
|             | 開催日    | 会場 / 所在地他 | 受講者数 |
| 西部会場        | 10月27日 | いわみーる/浜田市 | 13人  |
| 東部会場        | 11月24日 | いさいきプラザ島根 | 10人  |
| Ⅰ型業務従事者講習   |        |           |      |
| 西部会場        | 10月27日 | いわみーる/浜田市 | 14人  |
| Ⅱ型クリーニング師研修 |        |           |      |
| 通信          | 12月5日  | その他受講者    | 11人  |
| Ⅱ型業務従事者講習   |        |           |      |
| 通信          | 12月5日  | 東部地区      | 35人  |



### 令和元年度生活衛生営業経営特別相談員研修会を開催

経営特別相談員は、生活衛生業のなかで一定の資格を有する人の中から島根県知事が原則として3年間委嘱します。

経営特別相談員の業務としては、下記のとおりとされています。

- ① 経理、税務、金融、労務等経営に関する指導
- ② 営業設備の近代化、合理化に関する指導
- ③ 「生活衛生改善貸付」に係る申請書の審査及び当該営業に関する相談、指導
- ④ 生活衛生営業の許可申請、営業届出等の手続きに関する助言、相談
- ⑤ 県（保健所等の出先機関を含む）が行う生活衛生関係営業指導に対する協力

経営特別相談員は資質向上のために年1回、島根県生活衛生営業指導センターが行う研修会を受講していただくことになっています。本年度の研修は下記の内容で実施しました。

日時 令和元年9月9日(月)

場所 松江市「サンラポーむらくも」 2階「八雲」

参加特相員 25名



- 1 衛経融資制度について 日本政策金融公庫松江支店 国民生活事業 融資課長 高津 俊也 氏
- 2 生活衛生事業者役に役立つ各種支援制度について 島根県商工会連合会 経営支援課長 多根俊一郎 氏
- 3 最低賃金制度について 島根働き方改革推進支援センター 社会保険労務士 糸原 るい 氏
- 4 生産性向上マニュアルの活用方法について (公財)島根県生活衛生営業指導センター 経営指導員 黒田 譲

## 島根県健康福祉部薬事衛生課からのお知らせ

### ハサップ HACCPに沿った衛生管理の 導入の準備を進めましょう！！



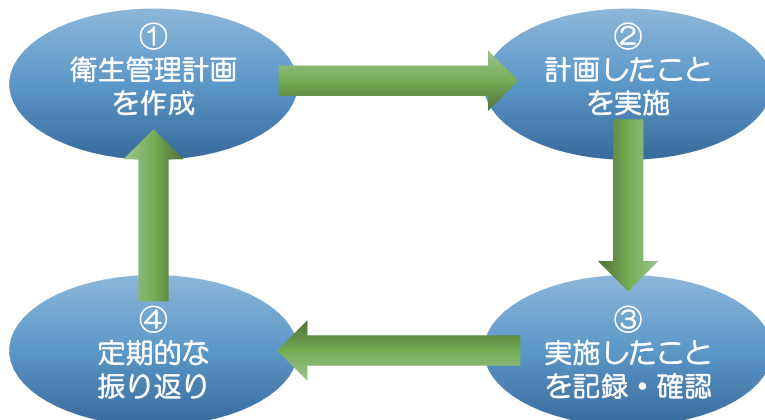
食品衛生法が改正され、原則すべての食品事業者に  
HACCPに沿った衛生管理が求められます。

**2020年6月1日スタート！**  
(準備期間：2021年5月31日まで)



#### HACCPに沿った 衛生管理とは？

事業者のみなさんが  
行う衛生管理の計画  
を立て、そのとおりに  
実施したことを記録に  
残すことで衛生管理を  
「見える化」することです。



#### 手引書を 探しましょう！

業種によっては、  
計画を立てるための参考  
となる手引書が公開され  
ています。  
まずは、厚生労働省の  
ホームページを開き、そ  
こに載っている衛生管理  
のための手引書を探して  
印刷してください。

印刷したらまずは一通り  
読んでみましょう。



印刷



衛生管理 手引書

検索



衛生管理のための  
手引書

まずは一通り  
読んでみる



HACCPのことわからないことや不明点がある場合は最寄りの保健所にご相談下さい。

または...

島根県 HACCP

検索





# 島根県健康福祉部健康推進課からのお知らせ

## 事業者のみなさまへ はじめていますか？受動喫煙対策。

改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。  
多くの人が利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となります。



2020年4月1日から  
「原則屋内禁煙」です。  
喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の  
設置も可能です。



2020年4月1日から  
「原則屋内禁煙」です。  
喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の  
設置も可能です。

### ▼ 飲食店についての経過措置 ▼

飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。  
喫煙可能とする飲食店は、最寄りの保健所へ届出を提出していただきますようお願いいたします。

- Q1 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？  
Q2 資本金または出資の総額5000万円以下ですか？  
Q3 客席面積は100㎡以下ですか？

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

経過措置として選択可



### 相談窓口、各種支援制度をご利用ください

#### ◆受動喫煙防止対策の技術的な相談

事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について専門家による電話相談です。  
【相談先】一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会  
TEL:050-3537-0777

#### ◆喫煙室などの要件の確認や職場環境の実態把握

職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計、風速計の無料貸し出しを行います。(機器の往復の送料も無料)  
【相談先】柴田科学株式会社 TEL:03-3635-5111

#### ◆受動喫煙防止対策助成金

中小企業の事業主等を対象に喫煙専用室の設備・改修にかかる一部費用を助成します。  
【相談先】島根労働局 健康安全課 TEL:0852-31-1157

#### ◆相談窓口(小規模飲食店の届出等に関して)

最寄りの保健所等へお問い合わせください。  
●松江市・島根県共同設置松江保健所 TEL:0852-23-1314  
●雲南保健所 TEL:0854-42-9637  
●出雲保健所 TEL:0853-21-8785  
●県央保健所 TEL:0854-84-9821  
●浜田保健所 TEL:0855-29-5552  
●益田保健所 TEL:0856-31-9536  
●隠岐保健所 TEL:08512-2-9713  
●島根県健康推進課 TEL:0852-22-5685

【詳しい情報はこちらへ】

島根県 受動喫煙防止対策



<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/kenko/tabacum/>

組合員のみなさまを  
応援しています！

従業員を  
増やしたい！

お店を  
宣伝したい！

お店の設備を  
更新したい！

経営の安定化に向けてご活用ください！

# 日本公庫の 生活衛生改善貸付

## 「生活衛生改善貸付」 とは？

- 従業員が5人（旅館業および興行場営業は20人）以下の生活衛生関係営業者の方にご利用いただける無担保・無保証人の融資制度です。
- ご利用にあたっては、一定の要件を満たした上で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けることが必要となります。

|                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| ご融資額              | 2,000万円以内                           |
| ご返済期間<br>(うち据置期間) | 設備資金：10年以内（2年以内）<br>運転資金：7年以内（1年以内） |
| 利率（注）             | 特別利率F                               |
| 担保・保証人            | 不要（法人の代表者保証も不要）                     |

（注）利率は、日本公庫のホームページの金利情報〔国民生活事業主要利率一覧表〕からご確認ください。

ご相談は、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターまたは日本公庫 国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。  
なお、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。



**日本政策金融公庫**  
国民生活事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ先

（公財）島根県生活衛生営業指導センター ☎0852-26-0651  
日本政策金融公庫松江支店（国民生活事業）☎0852-23-2651  
日本政策金融公庫浜田支店（国民生活事業）☎0855-22-2835

## キャッシュレスセミナー 2019 in 島根を開催しました

消費税引き上げに伴う対策として2019年10月1日から2020年6月30日まで実施される『キャッシュレス・消費税還元事業(補助金)』のセミナーを生衛業者の方々を対象に、2019年8月26日(月)“くにびきメッセ(松江市)”において開催しました。

当日は、「キャッシュレス決済の必要性とキャッシュレス補助金について」(株)OCLの四ツ柳茂樹代表取締役による講演の後、出展決済業者6社(Airペイ・PayPay・LINEPay・タイムズペイ・J-CoinPay・auPay)からそれぞれプレゼンテーションをしてもらいました。



参加者120名の皆さんは、気になった業者の展示相談ブースを幾つもまわって提案の説明を受けておられました。

ご参集くださいました組合員の皆さま、また、準備受付等お手伝いいただきました組合事務局の皆さま、ありがとうございました。

## 生活衛生同業組合活動推進月間

毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関・団体の協力のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組みを重点的に展開しております。

(主催：(一社)全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合)

今年も12月5日に各生衛組合及び指導センターに加え、行政や政策金融公庫の出席のもと、連絡会議を開催しました。

会議では各生衛組合の現状や課題等を検討するとともに、関係機関の連携強化と組合活動活性化の推進について意見交換しました。



### <生衛組合に加入すると、こんな特典があります>

1. 日本政策金融公庫の融資がより有利な条件で受けられます。
2. 各生衛組合が取扱う各種保険共済制度に加入できます。
3. 各生衛組合が開催する各種講習会・研修会に参加できます。
4. 機関紙や情報誌で、業界の最新の情報を知ることが出来ます。
5. 飲食店でのカラオケ使用料や宿泊施設のNHK受信料が割引になります。
6. その他

商品、原材料などを共同購入している組合では安価で仕入れができます。

県内8組合や行政、他団体等との人的ネットワークづくりができ、経営に活かすことが出来ます。



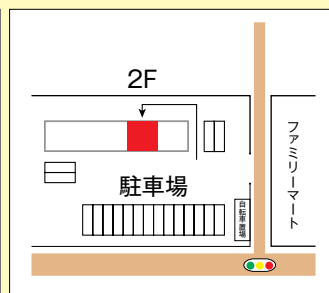
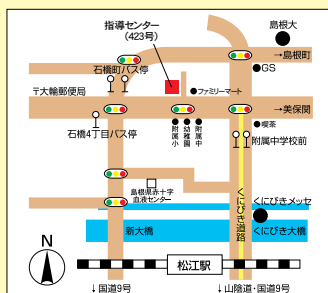
## 生衛業の皆様に営業相談室のご案内

生衛業の皆様の経営の健全化・衛生水準の維持向上のため、営業相談室を設置しております。

融資相談・経営相談等お気軽にご利用下さい。

◎指導センター相談室は毎日午前10時～午後4時まで(土・日・祝祭日を除く)

◆指導センターの事業計画、各種研修(クリーニング師研修など)については、ホームページ(<http://seiei-shimane.or.jp/>)をご覧ください。



〒690-0882 松江市大輪町 414-9 423号  
TEL: 0852-26-0651 Fax: 0852-26-4684